

# 使用 前 確 認 証

原規規発第2310185号

MH I 原子力研究開発株式会社  
取締役社長 南雲 浩行 殿

標記の件について、令和5年6月23日付けNDC社発23-224号(令和5年8月9日付けNDC社発23-273号をもって一部変更)をもって申請がありました使用施設等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の2第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)第2条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和5年10月18日

原子力規制委員会